



# せんなん水だより



安全・安心・安定な給水

第 25 号

令和4年(2022年)6月1日 編集 発行/大阪広域水道企業団泉南水道センター  
〒590-0521 泉南市樽井737 ☎072-482-6551

## ◆水道の使用開始・中止・名義変更等の手続について◆

水道の使用・中止、名義変更等にあたっては、当水道センターに届け出が必要です。

- 水道の使用開始：市内に転入又は使用を再開する場合など
- 水道の使用中止：市外に転出又は長期使用しない場合など
- 使用 者 変 更：親子、夫婦間などで水道料金の支払いを引き継ぐ場合  
(なお、使用者変更は、精算をせずに使用者名義のみ変更する手続となりますので、前使用者の使用料金(未納分を含む)もお支払いただくこととなります。)

※手続き方法

○当水道センターお客様窓口又は電話での受付

所在地：泉南市樽井737 泉南水道センター庁舎 3階

電 話：072-482-0600

受付時間：平日の9時から17時30分まで

(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く)

○インターネットでの受付

- インターネットで手続きいただけるお客さまは、水道のご使用開始(中止)予定日の1か月前から3営業日前まで(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く)の方です。
- お急ぎの方は、泉南水道センターお客様センター(電話番号：072-482-0600)へ電話でご連絡をお願いします。

※詳しくは大阪広域水道企業団のホームページに掲載しています。(URL 掲載)

<https://www.wsa-osaka.jp/suido/sennan/tetsuduki/7922.html>

## ◆水道料金等徴収業務の受託者が決まりました◆

泉南、阪南、田尻及び岬の四水道事業における水道料金徴収等業務につきまして、令和3年5月12日に企業団より総合評価一般競争入札(長期継続契約)として公告し、約半年にわたる業務提案内容の審査と入札の結果、第一環境(株)関西支店が落札者に決定し、同年11月9日に契約を締結いたしました。

この契約で第一環境(株)関西支店が『泉南水道お客様センター』として令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、泉南水道事業(泉南市内)にて大阪広域水道企業団より受託する業務は主に以下の通りです。

- ①受 付 業 務 (水道の使用や取りやめ、水道料金の支払方法の設定等の手続きを現地や窓口にて承ります)
- ②検 針 業 務 (お客様敷地の水道メーターを検針し、使用された水量を確認します)
- ③調定収納業務 (検針にて確認した使用水量から水道料金を算出し、お客様よりお支払いいただきます)
- ④開栓及び閉栓業務 (お客様の敷地に設置された水栓の解放・閉鎖を行います)
- ⑤滞納整理業務 (水道料金等のお支払いが滞ったお客様への督促や給水の停止措置を行います)
- ⑥水道メーターの取替業務 (法律で定められた期間を超えないよう、水道メーターを定期的に交換します)
- ⑦その他の業務 (災害発生時の給水活動に参加する等、給水維持への応援を実施します)

※以上の業務に加え、泉南市と企業団の業務委託協定に基づき、下水道使用料の徴収業務も受託しております。